

GW



仕事柄、4月から5月は決算処理が続くのですが、GWころになると丁度過ごしやすい季節になっていきます。

最近はGWでも暑くなる日があつたりしますが、基本的には風が吹いても寒くないし暑くもない時期になってくると、夏が近づいてきたような気がしてワクワクとします。

とはいえ、ワクワクしてきても業務量が変わるわけでは無いので、せめて過ごしやすさだけでも感じながら夏に向かって頑張っていきたいと思います。

(孝志洋)

少額減価償却資産の特例が拡充されます — 上限40万円未満へ引き上げ

中小企業の皆さまが設備投資の際によく活用されている「少額減価償却資産の特例」が、令和8年度税制改正で見直されます。今回は、この改正のポイントをお知らせいたします。

この特例は、取得価額が一定額未満の減価償却資産について、購入した事業年度に全額を経費(損金)として計上できる制度です。平成15年の創設以来、その基準額は30万円未満のまま据え置かれてきましたが、近年の物価上昇により、パソコンや業務用ソフトウェアなどの価格が上がり、30万円を超えてしまうケースが増えていました。

そこで今回の改正では、即時償却できる取得価額の基準が30万円未満から40万円未満に引き上げられました。例えば、税抜35万円の高性能パソコンや複合機なども、購入した年に全額経費にできるようになります。また、適用期限も3年延長され、令和11年3月31日までとなります。

一方で、適用できる法人の範囲は絞り込まれます。これまで常時使用する従業員数500人以下の法人が対象でしたが、改正後は400人以下に引き下げられます。該当する法人は少数かと思いますが、ご注意ください。

なお、年間の合計取得価額300万円の上限は従来どおり変わりません。複数の資産を購入する場合は、どの資産に特例を適用するか優先順位を考えておくことが大切です。

ご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください。

(大寺)



資産税係 生前贈与“7年ルール”が本格始動

これまで相続開始前3年以内の贈与だけを相続財産へ持ち戻していましたが、この仕組みが大きく見直され、最長7年まで加算期間が拡大される「7年加算ルール」が段階的に導入されます。

相続又は遺贈により財産を取得した人(生命保険金等のみを取得した人を含みます)が、被相続人から生前に受けた贈与が、相続税の課税価格に加算される仕組みです。

加算された贈与については、原則として既に支払った贈与税額が相続税から控除されますが、暦年課税の基礎控除(110万円)以内で贈与税の申告・納付をしていない贈与であっても、加算期間内であれば相続税の計算に含まれる点には注意が必要です。

新制度は2024年1月1日以後の贈与から適用されますが、相続開始時期に応じて加算範囲が徐々に広がるため、2027年から2030年までは実質的な移行期間と位置づけられています。2031年以後の相続では、原則として相続開始前7年以内の贈与が相続税の課税価格に加算される制度が完成します。

相続開始(死亡)年	相続税に加算される贈与の範囲(原則)
2026年	2024~2026年(3年以内)
2027年	2024年1月1日以後~相続開始日
2028年	2024年1月1日以後~相続開始日
2029年	2024年1月1日以後~相続開始日
2030年	2024年1月1日以後~相続開始日
2031年	相続開始前7年以内(原則)



※相続開始前4年超7年以内

に受けた贈与については、その贈与財産の価額の合計額から100万円を控除することができます(相続人等ごと)。

今後は、毎年の贈与を継続している場合であっても、「いつ」「何の目的で」「いくら贈与するのか」を整理し、7年間を見据えた計画的な贈与が欠かせません。特に、毎年贈与を行っている方や、相続開始までの期間が比較的短いと見込まれる方は、早めの見直しが重要です。

(坂田)



社会保険 労働保険 年度更新

労働保険の年度更新とは

- 新年度の概算保険料
 - 前年度の保険料精算するための確定保険料
- } 申告・納付

対象

労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇用している事業主様(対象外:代表者・役員のみ(労働者がいない)の事業所 廃業・解散の確定手続きが完了している事業所 等)

計算期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

申告・納付期限

令和8年7月10日

★労働保険は電子申請★

- 一度設定すれば、後の申請がラクになる!
- スピード申請
- いつでも手続き可能
- 時間コストの削減

詳細は厚生労働省のホームページで!



労働局より送付される「労働保険概算・確定保険料申告書」を元に申告します。当事務組合(徳島県労務能率協会)に加入いただいている事業主様においては、当該組合が労働保険料の申告・納付の事務を事業主様に代わって行います。

(坂尾)

「老後の保険」とは、医療費や介護費、また老後資金や葬儀費用の備えなど、老後の生活で起こりやすいリスクに備えるための保険です。

公的保険だけではカバーしきれない部分を補う役割があります。

主な保険は以下の通りです。

- 医療保険：公的医療保険の自己負担分の軽減や、先進医療の技術料に備えられます。
- 個人年金保険：老後の生活資金を計画的に準備するための貯蓄型保険です。将来の受取額が契約時に確定している定額年金保険や、運用により受取額が増減する変額年金保険などがあります。
- 介護保険：一時金としてまとめた金額を受け取るタイプや、毎月一定額を受け取る年金型などがあり、自分のライフプランや備えたいリスクに応じて選択することができます。公的介護保険のように介護サービスそのものが提供されるのではなく、現金で給付される点が特徴です。
- 死亡保険：万が一の時の葬儀費用や、遺された家族の生活費に備えられます。



老後の保険は、医療・介護・生活面等何に備えたいかを明確にして補償内容を選ぶことが重要です。

(さくらビジネス)

会計制度 新リース会計基準⑥ リース期間の検討 不動産の賃貸借契約

先月、リース期間の検討について書きましたが、さらに具体的に見ていきたいと思います。

例えば、借手の企業が、貸手と普通借家契約を締結し、建物を賃借しており、借手、貸手いずれも2年間は解約することはできず、2年経過後については、いずれかが解約を通知するまで契約は毎年自動で更新される場合についてです。

普通借家権については、借主保護の観点より、賃貸人が更新を拒絶するためには正当な事由が求められるとともに、更新しない旨の通知をしなかったときは、法定更新されます。普通借家契約において、借手が契約の継続を希望する場合に、貸手から解約をすることや、契約期間終了時の更新の拒絶は、貸手に正当な事由がない限りできないことから、このような契約では借手は実質的に延長オプションを保持していると考えられます。

このため、借手は、借手のリース期間を決定するに際して、当該延長オプションを行使することが合理的に確実か否かを評価することになります。当該評価にあたっては、例えば、借手の企業にとって、当該建物が営業戦略上、重要な存在であり、代替可能性は低く、中期経営計画(5年間)において、当該建物を使い続けることを前提にしているような場合には、借手の企業は延長オプションを3回行使することが合理的に確実であると判断して、5年間でリース期間とすることも考えられます。

(孝志茜)

5月の社会保険労務

■ 6月1日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用) 状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者) 現況届
- 旧国民年金(老齢・通老) 受給権者(誕生月を迎える者) 現況届

- 旧国民年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦) 受給権者 現況届
- 労災年金受給権者(1月～6月誕生月の者) 定期報告(労働基準監督署)

※児童福祉週間(5日～11日)



5月の税務

■ 5月11日

1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 5月15日

2. 特別農業所得者の承認申請

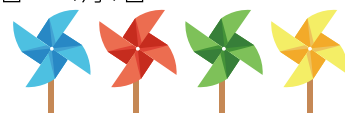
■ 6月1日

3. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 通知方法・・・特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
4. 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7. 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
9. 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)<消費税・地方消費税>
10. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

■ 5月中において都道府県の条例で定める日

11. 自動車税(種別割)の納付 賦課期日・・・4月1日
12. 鉦区税の納付 賦課期日・・・4月1日



エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け赤字となっている徳島市所在の病院、医科診療所及び歯科診療所の負担を軽減し、地域に必要な医療提供体制を確保するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、給付金を支給します。



1 支給対象者

- (1) 申請時点において、徳島市内に所在する病院、医科診療所及び歯科診療所（健康保険法第63条第3項第1号に定める保険医療機関に限る。）であること。
- (2) 申請時点において、休止又は廃止をしていないこと。
- (3) 法人開設の医療機関においては、令和7年中に社員総会等で承認を受けた決算書（損益計算書）の経常利益が赤字であること。ただし、複数の医療機関を経営している場合は、経営しているいずれかの医療機関で、令和7年中に社員総会等で承認を受けた決算書（損益計算書）による1医療機関の経常利益が赤字であること。
- (4) 個人開設の医療機関においては、確定申告した令和6年分所得税青色申告決算書（損益計算書）又は令和6年分収支内訳書の所得金額が赤字であること。

2 支給金額

経常利益又は所得金額の赤字額（上限500,000円）

3 申請受付期間

令和8年3月9日（月曜日）から令和8年5月15日（金曜日）まで（当日消印有効）

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko_fukushi/sonota/R07_iryuu_kyuufu.html

（大下）

さくら税理士法人 Facebook

当事務所では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信として、Facebook（フェイスブック）での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。また、「これは！」という情報がありましたら **いいね!** ボタンも積極的に押してくださいね♪ よろしく願いいたします！



<https://www.facebook.com/skr39.tax/>



ドストエフスキーの「罪と罰」

「貧しい元大学生ラスコーリニコフが、あくどい金貸しの老婆を殺害する。」事件がメインテーマ。高校1年生の夏休みに読破。高校生には荷の重い長編大作。読みこなせたとは思えない。しかし、大きな衝撃を受けた。「正義のためには殺人も許される」という「超人思想」の毒気に当てられた気がする。読み終わった時、外の光が突然明るくなったような感じがした。

夏休みの後、勉強に猛烈に力を入れるようになった。「罪と罰」の影響かどうかは分からない。
（竹内）

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
（株）さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ：<https://www.skr39.co.jp/>
Eメール：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：088-625-2556
FAX：088-654-1181